

インフルエンザは、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、登園再開する時は、必ず保護者の方が下記に必要事項を記入して、

インフルエンザ治癒報告書（保護者記入）

令和 年 月 日

認定こども園国吉ちくば保育園 園長殿

組 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け、「インフルエンザ(疑いを含む)」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

1. 診断名 インフルエンザ（A型・B型）

※型がわかっている場合は、該当するものに○をつけてください。

2. 発症日からの経過（太枠内を記入してください。）

①発症日：日付・曜日を記入してください。

（発熱した日または診断されるきっかけとなった症状がみられた日）

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症日										
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
発熱の有無	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
発熱しない場合	症状が出た日						登園可能			
発熱を伴う場合	解熱日						登園可能			
※解熱日より		解熱日					登園可能			
登園可能日が			解熱日				登園可能			
異なります。				解熱日				登園可能		
右表を参考に					解熱日				登園可能	
してください						解熱日				登園可能

※登園可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をしないでください。

〈登園停止期間〉

※発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。

（解熱した後3日を経過しても発症日から5日を経過しない場合は登園できません。）

※発症後5日を経過していても、解熱しない場合は解熱日によって、登園停止期間が延長されます。

3. 診断日・受診先 令和 年 月 日 () : 医療機関名

4. 登園する日 令和 年 月 日 () ※医師から登園を認められた日